

災害死亡保険金をお支払いする商品の約款改定について(感染症法改正)

新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
みどり生命保険株式会社（代表取締役社長 安達倫明）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」といいます。）の改正に伴い、当該法令を参照している災害死亡保険金をお支払対象とする商品の普通保険約款の改定を実施します。詳細は、別紙をご参照ください。

【概要】

感染症法の一部が改正され、**「新型コロナウイルス感染症」が指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に位置づけを変更されましたが、引き続き災害死亡保険金のお支払いの「対象となる感染症」に含めることといたします。**

なお、今後、法改正において新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症の対象外になるなど、災害保障の概念に適さなくなった場合等には、事前にホームページ等などを通じてお知らせした上でお支払いの対象外といたします。

<ご相談窓口>

みどり生命 お客様サービスセンター フリーダイヤル 0120-566-322

*受付時間（月～金）9：00～17：00

祝日・年末年始を除きます。

災害死亡保険金をお支払対象とする商品の普通保険約款の改定について

I. 改定の概要

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）が、2月3日公布、2月13日に施行されたところ、これに伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」といいます。）の一部も改正され、同日に施行されました。本改正において「新型コロナウイルス感染症」が感染症法第6条第8項に規定される指定感染症から同条第7項に規定される新型インフルエンザ等感染症に位置づけが変更されましたが、「新型コロナウイルス感染症」は未だ社会に甚大な影響を与えているため、引き続き災害死亡保険金のお支払の「対象となる感染症」に含めることといたします。

II. 改定内容(下線部)

次の普通保険約款（下記のI. およびII.）において、災害死亡保険金のお支払いの「対象となる感染症」に「新型コロナウイルス感染症」を追加しました。この改定はすでにご加入いただいているご契約にも遡って適用されます。

なお、すでにご加入いただいているご契約について、お客さまによる契約変更のお手続き等の必要はございません。また、この改定に伴う保険料の変更もございません。

今後とも一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

< I. 無選択型生存保険金付定期保険 普通保険約款 第1条 別表2「対象となる感染症」>

< II. 無選択型終身保険(低解約払戻金型) 普通保険約款 第2条 別表3「対象となる感染症」>

1. 「対象となる感染症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
～(中略)～	
重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限りま す。)	U04

2. 新型コロナウイルス感染症（世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）2019年版」におけるコードU07.1（COVID-19）をいいます。以下同じ。）について、次の条件を満たしている期間中に被保険者が死亡した場合に限り、上記1.の「対象となる感染症」に含めます。なお、条件を満たさなくなった場合には、その日以後、新型コロナウイルス感染症は上記1.の「対象となる感染症」に含めません。

条件：新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項から第4項に規定する感染性の疾病または同法第6条第7項第3号に規定する感染性の疾病に定められていること